

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町 11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス sminnsyo@ybb.ne.jp



新型コロナウイルスの影響から経営を守ろう

税務課長 全税対象に「住民のところに足を運び、現場の状況を把握し住民に沿った対応したい」と回答

4月30日(木) 四万十町中尾町長と「国保(料)の納付を据置く事を求める緊急要請」について懇談を行いました。

4月23日、須崎民主商工会(岩井優之介会長)、高知県農民組合須崎支部(森田収三支部長)、全国年金者組合須崎支部(八木啓三郎支部長)が共同で、須崎民商管轄の7市町に懇談を申し入れました。

中尾博憲町長から岩井会長に「懇談したい」と回答があり懇談が実現したものです。町側から、中野博憲町長、森武士副町長、松田税務課長が出席、当方は、須崎民商岩井会長、農民組合須崎支部森田支部長、全国年金者組合須崎支部八木支部長、須崎民商事務局員西森が出席しました。

自己紹介の後、岩井会長から「多忙の中、懇談会を設けて頂きありがとうございます。コロナ感染による未曾有の影響が町民生活に起きている、こうした中で

策を見いだしたいと思えます。中尾町長は「本日は懇談ができる事を本当に有意義だと思っております。よろしく願います」と挨拶がありました。

民商西森事務局員から、コロナアンケート表で、各業界別の経営へのマイナス影響、2月以降の売上(昨年同月比)の状況を示し、中でも、飲食業が大きい影響、その他の業界も、数字的観点から厳しい状況がうかがえる。アンケート調査による、具体的な損害内容、国や自治体への要望等々、悲鳴していることも説明しました。

松田税務課長から、新型コロナウイルス感染症緊急対策における税制上の措置について、町民に沿った対応をしたいと考えている。国会でコロナ対策の補正が成立すれば、5月11日に臨時町議会があり提案し迅速に回りたいと説明があり、①徴収の猶予制度の特例、②固定資産税、③自動車税(県税対応)軽自動車税、④住宅ローン控除も適用要件の弾力化

コロナ支援融資対策等については

民商へ

返済不要 持続化給付金(別紙)や商工新聞等参照を

須崎市が事業者支援

売上減10〜50万円給付、対象事業者は、申請書が4月末か5月初めに届きます。届かなかった場合、連絡が必要です。

津野町休業支援

詳細は津野町役場に問い合わせください。

に係る個人住民税における対応が述べられ、町民に対して、早急に周知していきたい。特徴的であったのは、「住民のところに足を運び、現場の状況を把握し対応したい」。猶予申請手続きについては「相談していただければ、コロナ等を考慮して対応」と。申請においては、簡素化の方向性が受け取れました。



持続化給付金制度

現在、6名の相談が来ています。

活かして営業を守りましょう。

申請が電子対応で複雑です。民商で申請を行います。

気軽にご連絡ください。チラシを折り込んでいます。見てくださいネ！

新型コロナウイルス拡大・政府の自粛要請と一体で損失補償の実施を

議員歳費の削減?? 政党助成金をコロナ対策金に返上が先